財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産

定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産

定額法による減価償却を実施している。

- (3)退職給付引当金の計上基準
 - ①東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金 当法人は、期末在籍者にかかる掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付 引当金に計上している。
 - ②法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上している。

(4)消費税等の会計処理

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

(1)新たな会計基準の採用

当年度より従来採用していた「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知社援第310号、最終改正平成19年2月20日雇児発第0220001号・社援発第0220001号・ 障発第0220002号・老発第0220003号)に替えて、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、以下「会計基準」という。)を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書の前年度決算欄には金額を記載しておらず、貸借対照表の前年度末欄に記載されている金額は、「会計基準」に平成27年4月1日付で移行した結果の金額を記載している。

(2)会計基準移行に伴う過年度修正額の計上

投資有価証券については、会計基準移行に伴う過年度修正額を87,127,050円計上している。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入し、当法人職員退職手当規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2)事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4)公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5)収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- 1. 法人運営事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①組織運営事業
 - ②調査・研究・企画・広報事業
 - ③基金運営事業
- 2. 地域福祉事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①地域福祉事業
 - ②子ども家庭福祉事業
 - ③高齢者福祉事業
- 4 障がい者福祉事業
- 3. 在宅福祉事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①移送サービス事業
 - ②有償在宅福祉サービス事業
 - ③食事サービス事業
- 4. ボランティア活動推進事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①ボランティア推進委員会活動事業
 - ②福祉教育推進活動事業
 - ③ボランティア参加促進・育成活動事業
 - ④ボランティア活動支援事業
 - ⑤災害ボランティア活動支援事業
 - ⑥高齢者・障がい者支援事業
- 5. 助成事業拠点区分(社会福祉事業)
- ①助成事業
- 6. 生活福祉資金貸付事務受託事業拠点区分(社会福祉事業)
- ①生活福祉資金貸付事務受託事業
- 7. 受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業
- 8. 成年後見センター事業拠点区分(社会福祉事業)
 - ①福祉サービス利用援助事業
 - ②福祉サービス利用援助(財産保全管理サービス)事業
 - ③福祉サービス総合支援事業
 - ④あんしん生活創造事業
- 9. コミュニケーション支援事業拠点区分(社会福祉事業)
- ①手話通訳者派遣事業
- 10. 小口生活資金貸付事業拠点区分(社会福祉事業)
- ①小口生活資金貸付事業
- 11. 歳末たすけあい運動事業拠点区分(社会福祉事業)
- ①歳末たすけあい運動事業
- 12. ボランティアセンター貸出事業拠点区分(公益事業)
- ①ボランティアセンターの貸出事業
- 13. ファミリー・サポート・センター事業拠点区分(公益事業)
- ①ファミリー・サポート・センター事業
- 14. 介護支援サポーター事業拠点区分(公益事業)
- ①介護支援サポーター事業
- 15. シニア就業支援事業拠点区分(公益事業)
- ①シニア就業支援事業
- 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資有価証券	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

- 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当する事項はない。
- 7. 担保に供している資産 該当する事項はない。
- 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	16,918,584	14,963,337	1,955,247
器具及び備品	13,362,814	9,230,784	4,132,030
ソフトウェア	5,440,903	5,274,675	166,228
合計	35,722,301	29,468,796	6,253,505

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,643,190	0	5,643,190
未収金	5,156,628	0	5,156,628
長期貸付金	27,695,450	0	27,695,450
合計	38,495,268	0	38,495,268

- 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益該当する事項はない。
- 11. 関連当事者との取引の内容 該当する事項はない。
- 12. 重要な偶発債務 該当する事項はない。
- 13. 重要な後発事象 該当する事項はない。
- 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかに するために必要な事項
 - (1)リース取引関係
 - ①移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。